

# 収入保険をご紹介します！

全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下だけではなく、農業者の経営努力では避けられない収入減少を広く補償します。

自然災害や病虫害、  
鳥獣害などで  
収量が下がった



市場価格が  
下がった



災害で  
作付不能になった



けがや病気で  
収穫ができない



倉庫が浸水して  
売り物に  
ならない



取引先が  
倒産した



盗難や  
運搬中の事故に  
あった



輸出したが  
為替変動で  
大損した



## (1) 加入できる方

### 青色申告を行っている農業者(個人・法人)

- ※保険期間の前年1年分の青色申告(簡易な方式を含む)実績があれば加入できます。
- ※収入保険と、農業共済、ナラシ対策、野菜価格安定制度などの類似制度については、どちらかを選択して加入します。
- ※ゲタ対策については、同時に加入できます。

## (2) 対象収入

### 農業者が自ら生産した農産物の販売収入全体

- ※簡易な加工品(精米、もちなど)は含まれます。
- ※一部の補助金(畑作物の直接支払交付金等の数量払)は含まれます。
- ※肉用牛、肉用子牛、肉豚、鶏卵は、マルキン等の対象なので除きます。

## (3) 補填の仕組み

- 保険期間の収入が基準収入の9割(5年の青色申告実績がある場合の補償限度額の上限)を下回った場合に、下回った額の9割を上限として補填します。

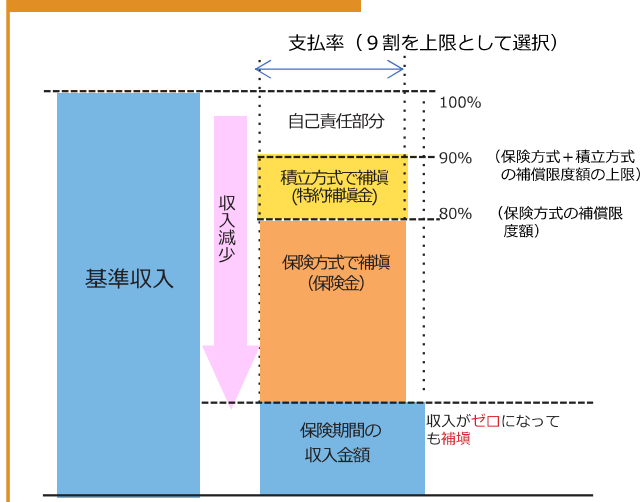
※補填方式には、保険方式と積立方式を併用する「積立方式併用タイプ」と、保険方式のみの「保険方式補償充実タイプ」があり、農業者が選択できます。

※基準収入は、農業者ごとの過去5年間の平均収入(5中5)を基本とし、規模拡大など保険期間の営農計画も考慮して設定します。

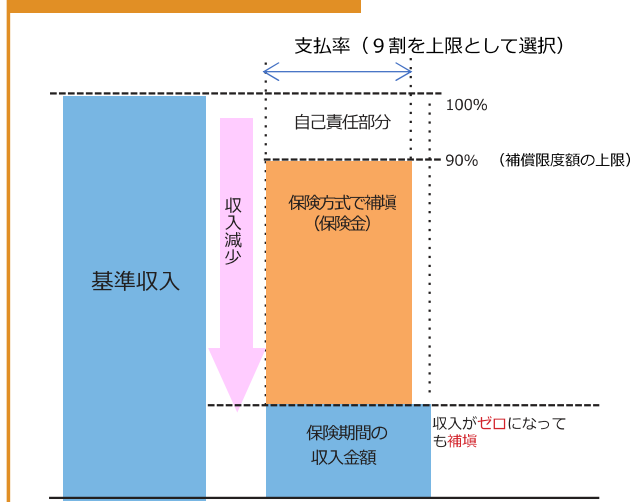
※補償限度額は基準収入の9～5割の中から選択できます。

※保険方式の支払率は9～5割、積立方式の支払率は9～1割の中から選択できます。

### 積立方式併用タイプ



### 保険方式補償充実タイプ



- 基準収入が1,000万円で最大補償の場合、保険期間の収入がゼロとなったときは、いずれのタイプも同じ810万円の補償が受けられます。(※5年の青色申告実績がある者の場合)

## (4) 保険料、積立金等

- 農業者は、**保険料、積立金等**を支払って加入します。
- 保険料には**50%**、積立金には**75%の国庫補助**があります。

※保険料は掛捨てになります。保険料率は、新規加入（補償限度80%）の場合、1.498%（国庫補助後）で、自動車保険と同様に、保険金の受取実績に応じて、毎年、適用される保険料率が変わります。

※積立金は自身のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越されます。

※保険料、積立金は分割支払（最大9回）や制度資金の活用ができます。

※税務上、保険料及び付加保険料（事務費）は、必要経費（個人）又は損金（法人）に計上します。積立金は、預け金として取り扱います。

※補償限度額・支払率の選択や補償の下限を設定することにより、保険料を調整することができます。

### 基準収入が1,000万円で最大補償の場合に農業者が負担するお金

| 積立方式併用タイプ <sup>○</sup><br>(保険方式80%+積立方式10%、支払率90%) |        | 保険方式補償充実タイプ <sup>○</sup><br>(保険方式90%、支払率90%) |        |
|----------------------------------------------------|--------|----------------------------------------------|--------|
| 保険料                                                | 10.8万円 | 保険料                                          | 23.0万円 |
| 積立金                                                | 22.5万円 | 積立金                                          | —      |
| 付加保険料（事務費）                                         | 2.2万円  | 付加保険料（事務費）                                   | 2.2万円  |
| 合計                                                 | 35.5万円 | 合計                                           | 25.2万円 |

※保険料については、税務上、経費として損金算入されるため、保険方式補償充実タイプは積立方式併用タイプより所得税・法人税が軽減できます。

### 付加保険料（事務費）を安くすることができます！

- 共通申請サービスを通じて**インターネット申請**した方や**自動継続特約**を利用する方は、**付加保険料（事務費）が割引**となります。

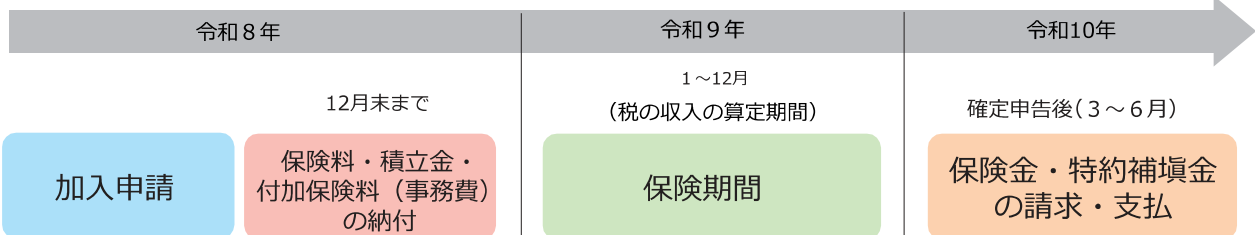
| インターネット申請と自動継続特約を両方利用する場合 |          |
|---------------------------|----------|
| 新規加入者                     | 4,500円割引 |
| 継続加入者                     | 3,200円割引 |

※インターネット申請のみの場合：新規加入者は4,500円割引、継続加入者は2,200円割引  
自動継続特約のみの場合：新規加入者、継続加入者ともに1,000円割引

### 加入・支払等手続のスケジュール

※保険期間が令和9年1月～12月の場合のイメージです。

※保険期間は税の収入の算定期間と同じです。法人の保険期間は、事業年度の1年間です。事業年度の開始月によって、スケジュールが変わります。



※保険料・積立金は分割支払もできます。  
(最終の納付期限は保険期間の8月末)

#### 【つなぎ融資】

※保険期間中に災害等により資金が必要な場合は、無利子のつなぎ融資を受けることができます。